

NEWS LETTER

裁判官は行政官ではない - とは申せ、斯くも激しく変遷する時代にあって求められるのは、大局観であって条文の文理解釈と前例に頼った判断ではない筈-と思いたいのですが、遺憾ながら労働裁判では、小の虫を生かして大の虫を殺すのかと疑われる場合も少なくなく、解雇した元従業員からの賃金仮払いの仮処分申請が通り、結審（第二審）までに2年近くの時間と当人に対する一千数百万の支払いを要する事となった結果、事業閉鎖寸前まで追い込まれそうになった事案もあるようです。個の尊重は、多の幸福に繋がらなければ何の意味もない、と思うのですが---

9

2012



改正された労働者派遣法

押さえておくべき
休憩時間の基本原則
増加するBCP策定企業

三友企業サービスグループ

東京都葛飾区立石1-6-9

TEL : 03-3696-2294 / FAX : 03-3695-2830

改正された労働者派遣法

労働者派遣については、リーマンショック後に「派遣切り」という言葉が生まれ、派遣労働者の雇用の不安定さが大きな社会問題としてとり上げられました。こうした背景から派遣労働者の労働条件の改善を目指し、法改正が行われました。

今回の法改正では、労働者派遣法の名称自体が「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に変更となり、派遣労働者の保護に関する規制がいつそう強化されます。以下で、この改正労働者派遣法の内容についてとり上げます。

1.労働者派遣法の主な改正点

今回の法改正の主なポイントは以下の4点となります。

- ①日雇派遣、30日以内の短期派遣を原則禁止としたこと
- ②グループ会社へ派遣する労働者の割合を全体の8割以下にすること
- ③派遣料金額を派遣労働者に明示すること等の派遣労働者への情報公開を義務付けるとともに、待遇の改善を行うこと
- ④違法派遣における労働契約の申込みみなし制度を創設したこと

このうち①から③については平成24年10月1日から、④については平成27年10月1日から施行されます。これらの改正点の中でも④については、企業の労務管理に大きな影響を与えることが想定されるため、以下でより詳しく説明します。

2.影響のある労働契約の申込みみなし制度(平成27年10月1日施行)

労働契約の申込みみなし制度とは、派遣先企業（以下、「派遣先」という）が違法派遣（※）であることを知りながら派遣労働者を受入れている場合には、その時点で派遣先が派遣労働者に対し、その時点と同一の労働条件で労働契約の申込みを行ったとみなす制度です。例えば、派遣期間の制限のない専門26業務として派遣されている労働者が、実際には専門26業務以外の業務を行っており、さらには派遣制限期間を超えているようなケースがこれに当てはまります。派遣先と派遣労働者は、原則、指揮命令関係のみであったはずのものが、派遣労働者が申込みに応じることで派遣先との間に直接の雇用関係が生じることとなるのです。

この労働契約の申込みをしたとみなされた派遣先は、違法派遣行為が終了した日から1年を経過する日までの間、当該申込みを撤回することができません。このため派遣先としては、違法派遣とならないように派遣期間の管理をこれまで以上にしっかり行うことや、派遣元企業が派遣許可や届出を適正に行っているかといった点も確認する必要があるでしょう。

※違法派遣と考えられる行為

- | | |
|----------------------|------------------|
| a.禁止業務への派遣受入れ | c.期間制限を超えての派遣受入れ |
| b.無許可・無届の派遣元からの派遣受入れ | d.偽装派遣 |

今回は労働者派遣に関する細かな点が多く改正されています。まもなく施行となりますので、運用面を中心に現状を分析し、適切な対応を取るようにしましょう。

押さえておくべき 休憩時間の基本原則

サービス残業や過重労働など、労働時間に関しては様々な問題がありますが、現実には労働トラブルが発生した際に大きな論点として挙げられるのが休憩時間です。そこで以下では、労働基準法で定められている休憩時間のルールとその運用上のポイントについてみていくことにしましょう。

1. 休憩の三原則

そもそも休憩時間は、労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には60分以上を与えなければならないとされています。そして休憩には、以下の3つの原則があります。

- ①労働時間の途中に与える
- ②原則として全員一斉に与える
- ③休憩を自由に利用できるようにする

①については、始業時刻や終業時刻に接して与えることは認められず、労働時間の途中に休憩時間を設定する必要があります。②については、全労働者に対し、同じ時刻に休憩を与えなければならないということです。なお、保健衛生業や運輸業など業務の性質上、全員一斉に休憩を与えることが難しい一定の業種については、この原則が適用除外となっています。また、これらの業種以外で適用除外とするためには、労使協定を締結する必要があります。③については、その言葉の通り労働者が自由に過ごすことのできる時間でなければならないということです。特にこの点については、問題となるケースが多いため、詳しくみておきましょう。

2. 休憩時間の自由利用

休憩時間を自由に利用できるようにするとは、労働から完全に解放されるということです。このため、接客業等で次の顧客が来るのを待っている時間や昼の時間帯等に電話番号や店番をさせている時間については、作業には従事していなくても持ち場から離れることができない、いわゆる「手待ち時間」であり休憩時間とは認められません。仮に昼の時間帯に電話番号が必要なときは、労使協定で一斉休憩の適用除外を行った上で、例えば交替制を導入するといった対応が求められます。

また、労働者が休憩時間中に仕事をしているというケースがありますが、黙認しているとその時間が労働時間であると認定される危険性があります。

3. 注意しておきたい休憩時間にまつわるトラブル

近年、多くの企業で退職者などから未払い残業代の請求をされるといったトラブルが増加していますが、未払い残業代で請求の対象となる時間は終業時刻後の残業だけではありません。問題となりやすいのみに休憩時間があります。こうしたトラブルを防止するためにも休憩時間の適切な運用が強く求められることとなります。

休憩時間は業務の疲れを癒し、生産性を高めるためにも重要なものです。自社の業務の実態にあった休憩時間の設定を行い、効果的な運用ができるように工夫をしたいところです。

増加する BCP策定 企業

9月は台風シーズン本番の季節ですが、貴社の防災対策は万全でしょうか。企業の防災対策として、東日本大震災後に改めて注目を集めたBCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）ですが、実際に策定している企業はどのくらいあるのかご存知ですか。

企業の認知・策定が進むBCP

今年（平成24年）3月に内閣府が発表した「企業の事業継続の取組に関する実態調査」（※1）から、企業のBCP策定状況に関するデータをまとめると、以下のようになります。

調査対象の大企業の45.8%、中堅企業の20.8%が策定済みとなっています。21年度に比べると、いずれも増えていることがわかります。

一方、BCPを知らなかったという割合を21年度と比べると、大企業では12.0%が0.3%に、中堅企業では45.3%が13.3%へと減少しています。大企業、中堅企業におけるBCPの認知が進み、策定する企業も増えていることがわかります。

BCPの策定状況（単位：％）

	大企業		中堅企業	
	21年度	23年度	21年度	23年度
策定済み	27.6	45.8	12.6	20.8
策定中	30.8	26.5	14.6	14.9
策定予定（検討中を含む）	16.9	21.3	15	30.7
予定なし	11.1	5.7	10.3	19.7
BCPを知らなかった	12.0	0.3	45.3	13.3
無回答	1.5	0.4	2.2	0.7

内閣府「企業の事業継続の取組に関する実態調査 概要」より作成

中小企業でのBCP導入はどうか

上記調査では中小企業は対象となっていないため、中小企業でのBCPの策定状況は把握できません。中堅企業に比べると策定している企業は少ないのではないかと考えられますが、策定を検討している企業や関心を持っている企業は震災前に比べると増えている可能性があります。

また、策定しようにも策定方法などがわからない企業もあるでしょう。こうした企業には、中小企業庁がサイト上で公開しているBCP策定ノウハウ（※2）が参考になります。このノウハウを使うことで、自社のBCPを策定することができます。まだBCPを策定していない企業は、ぜひ中小企業庁の情報などを参考に策定してみたいはいかがでしょうか。

なお、BCPを策定し計画を進める中小企業向けに、融資制度が設けられています。以下にその概要を、中小企業庁の「平成24年度中小企業施策利用ガイドブック第2版」より紹介します。

防災施設整備融資制度（BCP融資）

中小企業BCP策定運用指針に則りBCPを策定している中小企業が、計画に基づいて施設整備を行う際に必要な資金の融資が受けられる制度です。

- 貸付限度額 : 7億2千万円
- 貸付利率 : 基準利率（ただし、2億7千万円を限度として特別利率）
- 貸付期間 : 20年以内（うち据置期間2年以内）
- 取扱金融機関 : 日本政策金融公庫（TEL：0120-154-505）
沖縄振興開発金融公庫電話（TEL：098-941-1795）

（※1）企業の事業継続の取組に関する実態調査

「大企業」、「中堅企業」及びこれらを除く「資本金5千万円以上の企業」に該当する企業のうち、5,490社を抽出して平成23年11月に行われた調査。有効回答数1,634社、回収率29.8%。

<http://www.bousai.go.jp/kigyoubousai/topics/index.html>

（※2）中小企業庁 中小企業BCP策定運用指針

<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>